

特別定額給付金に関するお知らせ

● 特別定額給付金とは？

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、一人につき一律10万円を給付する事業です。

● 給付の対象は？

基準日(令和2年4月27日)において、大山崎町の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

※配偶者からの暴力を理由に避難している方で町内に居住されている方は、町からの給付の対象となる場合があります。
詳細は、町のホームページをご覧ください。

● 給付金を受け取るのは誰になるの？

世帯主の方が世帯を代表して申請を行い、世帯分の給付金を受け取ります。

● 給付金はどれだけもらえるの？

給付対象者1人につき10万円が支給されます。

● 申請はどうすればいいの？

以下の2つの方法があります。

① 郵送による申請

② インターネットからのオンライン申請(マイナンバーカードをお持ちの方のみ)

※②の詳細は、町のホームページをご覧ください。

● 郵送による申請手続きの流れや時期はどうなるの？

申請方法は？

申請書に必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

申請書はいつ届くの？

令和2年5月15日(金)頃に、ご自宅に郵送いたします。

受付はいつから？

申請書の発送とともに随時郵送での受付を開始します。

役場窓口での受付はある？

新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、役場窓口での申請は、**原則受付いたしません**。ご理解とご協力をお願いいたします。

申請期限は？

郵送申請の受付開始から3か月後まで。

● オンライン申請の手続きの流れや時期は？

オンライン申請の方法や手続き全般の詳細は、町のホームページをご覧ください。
右記QRコードから該当ページへアクセスできます。



郵送申請の方は、あらかじめ必要な書類をご準備ください。

●必要なものは、次の2つです。

1 振込先金融機関の口座確認書類(通帳またはキャッシュカード)の写し

2 以下の本人確認添付書類のうちAとBのいずれかを準備してください。

A 申請者の顔写真付き公的身分証明書の写しを
1点ご準備ください。

【書類の例】 ●運転免許証 ●マイナンバーカード ●運転経歴証明書 ●旅券(パスポート) など

B 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」を記載した身分証明書の写しを
2点ご準備ください。

【書類の例】 ●健康保険証(後期高齢者医療被保険者証/国民健康保険被保険者証) ●介護保険被保険者証
●年金手帳又は年金証書 ●学生証又は会社の身分証明書(顔写真付) など

詐欺に注意してください!

- 特別定額給付金に関して、市区町村や総務省等がATMの操作をお願いすることはありません。
- 市区町村や総務省等が、特別定額給付金の給付のため、手数料の振込みを求めることはありません。
- 特別定額給付金の給付等をかたった不審な電話等があった場合には、最寄りの警察署(#9110)や市区町村等へ連絡してください。

申請書を提出された後には、町から確認の電話をすることが考えられますが、口座情報などの重要な個人情報の確認に際しては、必ずいったん電話を切り、申請者の方からかけ直していただくこととしていますので、ご理解・ご注意ください。

ご不明な点等は、下記の問い合わせ先まで

連絡先電話番号

075-953-6021 (特別定額給付金直通ダイヤル)

又は075-956-2101(代)

連絡先担当部署

町政策総務課 企画観光係

※電話交換に「特別定額給付金」担当とお申し付けください。

※令和2年5月7日(木)から
随時お問い合わせを受付いたします。
(GW期間中は、受付できません。)